

# 筑後七国応援ウィーク チケット割引券を配布

詳しくは市公式サイトで確認してください



前回の応援デーでは水の精やこっぴりーが柳川をPR

筑後七国（柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町）と県などで構成する「筑後七国活性化協議会」は、9月7日から29日まで応援ウィークを開催します。期間中に行われる各市町ごとの応援

デーでは、タマホームスタジアム筑後で始球式やビジョンCMなどを実施して各地域をPRします。しっかりと新型コロナ感染対策を実施するので、この機会にみんなでソフトバンクホークスを応援しましょう。

- 応援ウィーク日程 9月17日（金）、18日（土）、21日（火）、22日（水）、29日（水）。雨天中止
- ※緊急事態宣言期間中は、イベントが中止になります。

## 観戦チケット割引券配布

配布期間や割引額など、詳しくは市公式サイトで確認してください。

- 対象試合 応援ウィーク中のウエスタン・リーグ
- 配布場所 柳川庁舎1階総合案内、大和・三橋庁舎1階市民サービス課
- 【問】市観光課観光推進係 ☎77・8563

# あなたの笑顔で表紙や裏表紙を飾りませんか

広報やながわ 1月1日号の表紙と裏表紙を飾る笑顔を集め

市は、平成17年の合併から来年で17年目を迎えます。合併によって、それまで発行されていた旧1市2町の広報紙は、「広報やながわ」としてスタート。より市民に親しまれる広報紙を目指すため、来年1月1日号の表紙と裏表紙を飾る笑顔の写真を募集します。年齢制限はありません。皆さんの笑顔で広報紙をいっぱいにしませんか。たくさんの笑顔をお待ちしています。

- 対象 市内に住んでいて、すてきな笑顔を持っている人。年齢不問。先着100人程度
- 募集期間 9月1日～10月31日
- 申込方法 QRコードを読み取って、申込者の名前、住所、年齢、電話番号、メールアドレス、写真に写っている人の氏名などを記入し、写真を添付して申し込み
- 注意事項 ▷写真は被写体1人に1点まで▷写真はマスクを外した状態で、縦のアップで撮影▷写真1枚につき写っている人は1人▷特殊効果や文字の挿入など、画像加工した写真は掲載不可▷掲載時の大きさや位置は選択不可▷掲載に不適切だと思われる写真は掲載不可
- 【問】市企画課広報広聴係 ☎77・8425



笑顔写真



1月1日号のイメージ。掲載する写真は縦2.3cm、横1.7cm程度になる予定です。1人につき写真1点のみ掲載します。

## 年金コーナー

### 国民年金を受給するための申請を忘れずに

国民年金（老齢基礎年金）は、65歳になったからといって自動的に支給されるものではありません。国民年金の受給には、手続きが必要です。

- すでに厚生年金などを受給している人  
65歳の誕生日に日本年金機構からはがきが届きます。必要事項を記入し、返送するだけで請求できます。
- 国民年金の受給資格期間を満たしている人  
同機構から年金請求書が65歳になる約3カ月前に届きます。必要事項を記入して返送するなどしてください。

- 手続き期間 65歳の誕生日前日から
- 繰上げ、繰下げ受給
- 繰上げ請求 60歳から65歳になるまでの間に年金を繰上げて受け取ることが可能。ただし、繰上げ受給を請求した時点に応じて月単位で減額される
- 繰下げ請求 66歳以降から、年金を繰下げて受け取ることが可能。繰下げ請求をした時点に応じて、受け取ることができる年金が月単位で増額される

年金機構から送られてくる年金請求書



- ちょっと教えて「Q&A」
- Q繰上げ請求をしたら途中で減額率が変わることありますか？  
A減額率は一生変わりません。
- Q繰下げ請求をしたら最大何%増額されますか？  
A最大42%増額されます。70歳以降、増額率は固定です。
- 【問】大牟田年金事務所 ☎52・5294、市健康づくり課医療年金係 ☎77・8503

## 知っていますか屋外広告のルール

屋外広告を掲示するには市へ申請して許可を受けてください

屋外広告物は正しく管理しないと、飛ばされたり倒れたりして、歩行者や車にぶつかってしまう危険があります。また、屋外広告物が無秩序に掲示されると、美しい景観を損ないます。歩行者などの安全を確保し、良好な景観を守るため、屋外広告物はルールを守って掲示してください。

### 屋外広告物とは

屋外広告物にあたるのは、はり紙や立看板、広告幕、アドバルーン、のぼり旗など。屋外で一定期間多くの人の目に触れるように掲示されたものが対象です。右図で確認してください。

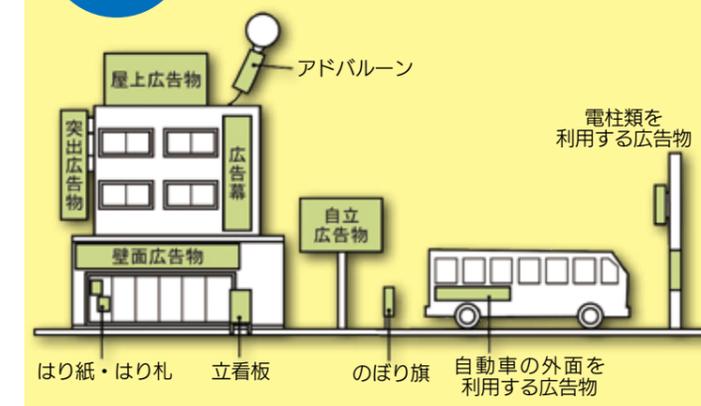
### 掲示するには許可が必要

県は屋外広告物を正しく表示するルールとして「福岡県屋外広告物条例」を定めています。そのため、屋外広告物を掲示するには市へ申請して、許可を受ける必要があります。



屋外広告

### 意外と多い 屋外広告物にあたるもの



詳しくは、市公式サイトで確認するか市都市計画課まで問い合わせてください。  
【問】同課都市計画係 ☎77・8552